



Greenblum & Bernstein, P.L.C.

LITIGATION NEWSLETTER

Recent Litigation News in Intellectual Property

January 2011

今月のニュース

- CAFC、職務執行礼状の請願を許可
- CAFC、連邦地裁のWestern Unionの4特許無効の判決を覆す
- CAFC、「Control or direct」ルールの解釈を広げる

CAFC、職務執行令状の請願を許可

*IN RE ACER AMERICA ET AL.*において、米連邦巡回控訴裁判所（以下CAFC）は、職務執行令状の請願を認め、米テキサス東部連邦地方裁判所による裁判所移送の申立の拒否について、その取消しを命じた。その結果、同訴訟は米カリフォルニア北部連邦地方裁判所へ移送となった。

当該訴訟の原告でカリフォルニア州北部に本社をおくMedioStreamは、ハードウェア、ソフトウェアを扱う12の企業を相手に米テキサス東部連邦地方裁判所に訴えを起したが、そのうち5つの企業はカリフォルニア州北部に本社をおいていた。米カリフォルニア北部連邦地方裁判所での裁判は複数の当事者および証人にとって便宜的であるという理由で、米カリフォルニア北部連邦地方裁判所への移送が申立てられた。連邦地裁は、移送の申立人の一人であるDell, Inc.が米テキサス東部連邦地方裁判所のあるテキサス州Marshallからおよそ300マイルほど離れたRound Rockに本社をおくことを主な理由に、当該訴訟移送の申立を拒否した。

CAFCは、当該訴訟の当事者のどの企業もテキサス州東部に本社をおいておらず、またDellを除く全ての当事者米国企業はカリフォルニア州に本社をおいており、そのうち6社の本社はカリフォルニア州北部にあるため、連邦地裁は移送の申立を許可するべきであったと判断した。

CAFCは、複数の当事者が移送先裁判地内かその近くに本社をおいており、またどの当事者や証人も原告の選んだ裁判地にいないことが重要な検討事項であった、と言及した。CAFCは、発明者や特許出願を行った弁護士に加えて相当数の証人がカリフォルニア州北部にあり、証拠の大部分がカリフォルニア州北部にあり、またカリフォルニア北部連邦地方裁判所は本件について地域的な利害関係を有する、とした。

CAFC、連邦地裁のWestern Unionの4特許無効の判決を覆す

*WESTERN UNION v. MONEYGRAM*において被告のMoneygramは、原告Western Unionの4つの特許の侵害並びに当該特許の非自明を下した米テキサス西部連邦地方裁判所の最終判決に対して控訴した。CAFCは、当該特許のクレームは自明としたものの、連邦地裁の判決を覆した。

当該特許のうち3つは、金融サービス機関を通じた送金の方法に関する。もう1つの特許は、送られたお金の受取り方法に関する。当該特許は概して、顧客・利用者が受取人を特定することができ、またある特定の金額を指定の受取人に送金できる送金システムに関する。かかる送金システムは、利用者が送金にキーパッドを使用できる電子商取引履行・遂行デバイスに基づいていた。

CAFCは、似たタイプの取引にファックスを利用する先行技術のシステムに照し合わせて、Western Unionが問題としたクレームは法律問題として自明だと判断した。

CAFC、「Control or Direct」ルールの解釈を広げる

*AKAMAI v. LIMELIGHT*において、CAFCは、2007年の*BMC Resources*訴訟に基づく「control or direct」ルールの解釈を広げた。Akamai訴訟において、CAFCは、特許権者による共同侵害の主張要件をさらに一步狭めた。特許訴訟では、ある特定の当事者以外によっても実施されるエレメントを含む方法クレームがある特許については、通常、共同侵害の問題が持ち上がる。Akamai訴訟では、ウェブページのコンテンツの保管に関するAkamaiの703号特許には、大多数のエレメントがLimelightによって実施されるクレームと、またいくつかのエレメントがLimelight

お問い合わせ

www.gbpatent.com

gbpatent@gbpatent.com

703-716-1191 (phone)

703-716-1180 (fax)

の顧客によって実施されるクレームがあった。公判・審理にて、Akamaiは陪審団に向けて、Limelightが顧客の活動をコントロールしており、従って連帯責任である、と主張した。陪審団はそれに同意、損害賠償として4000万ドルの支払いを認めた。しかし裁判官は、陪審団の評決は法律と不適合であり、また証拠の重要性にそぐわないとして、陪審団の評決を退け特許非侵害の判決を下した。

控訴にてCAFCは、CAFCの法律に基づき、「方法を実施する当事者間に代理関係が存在する場合、もしくは一方の当事者が契約に基づいて方法を実施する場合」のみ共同侵害は存在する、として連邦地裁の判決を支持した。CAFCは、Limelightおよびその顧客はいずれもこれらの要件を満たしている、というAkamaiの主張を拒否した。

The GREENBLUM & BERNSTEIN NEWSLETTER is issued by GREENBLUM & BERNSTEIN, P.L.C., an intellectual property firm, to provide timely news in the field of intellectual property. The NEWSLETTER provides updates on recent issues of general interest in this field. The views and/or opinions expressed herein do not necessarily reflect those of GREENBLUM & BERNSTEIN, P.L.C. Information regarding the contents of the Newsletter can be obtained by contacting Michael J. Fink or P. Branko Pejic at GREENBLUM & BERNSTEIN, P.L.C., 1950 Roland Clarke Place, Reston, VA 20191. Copyright 2010 GREENBLUM & BERNSTEIN, P.L.C.

[Forward email](#)



This email was sent to mail@siks.jp by gbpatent@gbpatent.com | [Update Profile/Email Address](#) | Instant removal with [SafeUnsubscribe™](#) | [Privacy Policy](#).

Greenblum & Bernstein, P.L.C | 1950 Roland Clarke Place | Reston | VA | 20191